様式１

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">処分の名称</td><td>公共下水道等占用許可</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠条例･規則等名</td><td>さいたま市下水道条例、さいたま市下水道条例施行規則</td></tr>
<tr><td colspan="2">条　　項</td><td>条例第３０条 規則第２２条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課</td><td>建設局 北部建設事務所 下水道管理課
（電話：048-646-3248）
建設局 南部建設事務所 下水道管理課
（電話：048-840-6248）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">審査基準</td><td>基　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>【未設定】
占用許可を決定するにあたり、事案ごとに公共下水道等本来の機能を損なうことの無い範囲内において占用を許可するため、あらかじめ審査基準等を設定することは困難である。</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>年　月　日設定　　年　月　日最終改正</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>期　間
（未設定の場合はその理由）</td><td>【未設定】
下水道維持管理担当所管課及び下水道関係所管課以外の担当部局所管課との調整を行う必要がある事案があり、占用許可の決定に関する処理期間の設定は困難である。</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>年　月　日設定　　年　月　日最終改正</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td></td></tr>
</table>